

犬山市水道事業給水装置工事設計施工基準

令和2年4月 改正

犬山市都市整備部水道課

この犬山市水道事業給水装置工事設計施工基準（以下「施工基準」という。）は、犬山市水道事業給水条例 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき定めるもので、給水装置工事の施工に当たっては、次に掲げる事項を遵守して行わなければならない。

I. 給水装置工事の基本計画等

1. 基本事項

- (1). 給水装置の工事(新設、増径、改設、移設、修繕)を施工しようとする場合、給水装置工事を行おうとする者（以下「給水申込者」という。）は、犬山市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を通じて、「給水装置工事申込書兼設計審査申請書（犬山市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）様式第 3）」（以下「給水申込書」という。）を提出し、水道課の承認を得ること。
- (2). 配水管の分岐から水道メーター（以下「メーター」という。）までの材料は、この施工基準に定めた当市指定の材料を使用すること。
- (3). 上記で指定した部分以外については、水道法施行令第 5 条第 1 項、第 2 項に基づく「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（以下「省令」という。）に適合した材料を使用すること。
- (4). 次に掲げる建物等については、多量の水使用による周辺の水圧低下や、断減水時等の著しい業務上の支障、逆流による水道水質の汚染、物理的な水圧維持の不能等の問題が生じる可能性があるため、受水槽方式による給水とすること。ただし、申請者から真にやむを得ないと認められる特段の事情が申し立てられた場合には、入院施設のある医療機関及び h から j の場合を除き、受水槽の設置免除に関する誓約書（様式 9）を提出させた上で申込みを受理することが出来る。なお、この場合は、必ず申請者本人又は委任を受けた代理人からの陳述を受けるものとする。
 - a. 病院等の医療機関
 - b. 飲食店、社員食堂等給食施設を伴う施設
 - c. デパート、スーパーマーケット等
 - d. 学校、幼稚園、保育園
 - e. 理美容院
 - f. 24 時間営業施設
 - g. クリーニング店
 - h. メッキ工場、薬品工場等、故障、断減水時等に発生する可能性のある逆流等により重大な水質汚染及び健康被害を及ぼす危険がある業種
 - i. 4 階以上の建物の場合
 - j. その他、直圧給水によることにより安定かつ安全な水道の供給が困難になると市長及び水道技術管理者が判断した場合
- (5). 3 階直圧給水を希望する場合は、この施工基準の規定により水道課と協議すること。
- (6). 3 階以上の受水槽方式の集合住宅で各戸検針（以下「集中検針」という。）を希望する場合は、給水申込みの際、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（以下「集中検針取扱要綱」という。）に基づく集合住宅の各戸検針各戸徴収取扱申込書を提出し、施工に当たっては水道課の指示を受け行うこと。
- (7). 単身者用賃貸マンションは、各戸検針は行わないので市のメーターは 1 個で計画すること。なお、この場合、共用給水装置の適用を希望する場合は、共用給水装置に関する事務取扱要綱に基づく共用給水装置適用申請書を提出すること。
※単身者用賃貸マンションとは、ファミリー向け賃貸住宅（LDK を除いて 9.9 m²以上（収納部分を除く）の居室 2 室以上を備えた住宅）以外の全てをいう。
- (8). 分譲又は賃貸を目的とする宅地の造成及び建物の建築に伴う給水申込み、並びに給水管の分岐口径が 30 mm 以上の給水申し込みについては、「上水道の給水について（様式 1）」を提出すること。

- (9)．市街化調整区域内の給水申込みで、建築確認申請の確認済証の写し等が添付できない場合（例：資材置場、作業場等）は、事前に水道課と協議すること。
- (10)．給水管が他人の土地を通る給水工事、他人の家屋又は他人の所有地内への給水工事及び他人の給水装置から分岐しての給水工事は行わないこと。なお、特別な場合は、事前に水道課と協議すること。
- (11)．新たに配水管から給水装置を分岐する工事（以下「分水工事」という。）を行う場合で、同一敷地内に既設の給水装置がある場合は、この給水申込みは増径又は改設により行い、休止の給水装置を残さないように工事を施工すること。
- (12)．直圧給水が可能な場合で、非住宅部分（店舗等）がある集合住宅の場合は、非住宅部分と住宅部分を分けてメーターを設置すること。
- (13)．4階以上又は3階建てで住宅部分が2分の1以上で受水槽方式の併用住宅の場合は、集中検針方式とすること。

2．給水申込書作成

1)．給水申込書記入方法

給水申込書は、次により楷書で記入すること。

- ①．住所 個人の場合は、住民基本台帳に記載されている住所を、法人の場合は、所在地を記入すること。
氏名 給水申込みを行う者の氏名を記入し、押印すること。フリガナは必ず記入すること。また、法人の場合は、法人名、代表者名を記入すること。印は、会社印と代表者印を押すこと。
電話 給水申込みを行う者の電話番号を記入すること。
- ②．給水装置設置場所
登記簿に記載された土地の所在地番を正確に記入すること。この場合、配管図、土地整理図等で確認すること。また、最近、分筆したものは、分筆図を添付すること。
- ③．工事の種別
新設、増径、改設、移設、修繕の給水装置工事の種別を記入すること。
- ④．指定給水装置工事事業者名
指定工事事業者の会社名を記入し、会社印を押すこと。
- ⑤．メーター口径
使用するメーターの口径を記入すること。
- ⑥．道路区分
国道、県道、市道の区分を記入すること。不明の場合は、水道課に問い合わせ記入すること。
- ⑦．用途
この欄は水道お客様センターで記入するので記入しないこと。
- ⑧．新設以外の給水申込みの場合は、既設のメーター番号を記入すること。
- ⑨．使用目的
住宅、集合住宅、単身者用マンション、事務所用、店舗用、店舗と家庭用の併用など具体的に記入すること。

⑩. 材料明細

- ア、公道部分、屋外分、屋内分、水栓類に分けて名称、形状寸法、数量、メーカー名、品番を必ず記入すること。
- イ、品番の欄には、(公社)日本水道協会品質認証センター発行の「給水器具等認証登録リスト」(以下「認証リスト」という。)に記載の符号、番号、形式及び略号を記入すること。なお、認証リストに登録されていない材料については空欄とすること。
- ウ、認証リストがない場合は、インターネットのホームページアドレスで確認し記入すること。(ホームページアドレス <http://www.jwwa.or.jp/center/>)

⑪. 添付書類

建築確認申請の確認済証の写しなど建築確認済みであることので分かる書類を添付すること。添付できない場合は、正当な理由書を添付すること。また、給水申込みが13mmの新設の場合、建築確認の平面図を添付すること。

(2). 図面記入方法

①. 表示記号

図面に使用する表示記号は、下記の種類を標準とし、「別表1」に示したものを使用する。

- 給水管の管種記号
- 弁栓類その他の図示記号
- 給水栓類の符号(平面図)
- 給水栓類の符号(立面図)
- 受水槽その他の記号及び符号
- 工事別の表示方法

②. 図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、下記により(1)位置図、(2)平面図、(3)立体図を作成すること。また、必要に応じて詳細図、立面図を作成すること。

- 位置図 給水申込家屋の位置及び付近の状況を図示すること。
- 平面図 道路、敷地、建物平面図に給水装置と配水管の位置を図示すること。
- 詳細図 平面図で表すことの出来ない部分を別途詳細に図示すること。
- 立面図 建物や給水管の配管状況等を図示すること。
- 立体図 給水管の配管状況を立体的に図示する。

③. 文字

文字は明確に楷書で記入すること。文章は左横書きとすること。

④. 縮尺

平面図は、縮尺1/200で作成すること。立体図の縮尺は、自由とする。また、図面毎に縮尺を記入すること。

⑤. 単位

給水管及び配水管の口径の単位はmm、延長の単位はmとし、単位は記入しないこと。

(3). 作図

作図は、「別図1」を参照し、次の事項に留意して行うこと。

①. 方位

作図にあたっては、必ず方位を記入し、北を上にするを原則とする。

②. 位置図

給水申込家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を位置図欄に記入すること。住宅地図のコピーを貼付する事も可とするが、この場合、位置が把握しやすいよう縮小コピーするなどしてできるだけ広範囲な地図とすること。

③. 平面図

平面図には、次の内容を記入すること。

- ア. 給水栓等給水用具の取付位置
- イ. 配水管からの分岐位置（道路境界線から配水管までの距離と隣地境界線から給水管までの距離）
- ウ. 布設する管の管種、口径、延長及び位置（給水管は、朱線で記入すること。）
- エ. 道路の種別（国道、県道、市道の区分）
- オ. 公私有地、隣接敷地の境界線
- カ. 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径（配管図を基に記入すること。）
- キ. その他工事施工上必要とする事項および各階の間取図

④. 詳細図

平面図で表すことが困難な部分がある場合は、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

⑤. 立面図

平面で表現することが困難な建物や配管等の場合は、立面図を図示又は添付すること。

⑥. 立体図

立体図は、平面で表現することの出来ない配管状況を立体的に表示するもので、施工する管の種類、口径及び延長等を記入すること。（給水管は、黒線で記入すること。）

⑦. その他

- ア. 受水槽式給水の場合は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以降に給水管を色分けすること。なお、受水槽以降の配管状況も必ず記入すること。
- イ. 受水槽の容量は、容量の大小にかかわらず、必ず記入すること。
また、受水槽を設置する場合、給水申込時に貯水槽水道施設調査票（様式2）1部を水道課に提出すること。並びに、水道課が配布する貯水槽水道に関するリーフレットを施主に渡すこと。
- ウ. 配管図図面番号と住宅地図ページ（記入例 P 45 A-5）を記入すること。

II. 給水装置工事の施工

1. 工事の施工手順

給水装置工事は、次の施工手順に従い水道課と連絡を密にして施工すること。

- (1). 指定工事業者が給水申込書を水道課へ提出
- (2). 水道課で給水申込書を審査し、承認した場合は、市納金（分担金、検査手数料等）の納入通知書に承認番号を付けて発送。（この納入通知書をもって給水装置工事承認通知を兼ねるものとする。）
- (3). 給水申込者が、市納金を納入。指定工事業者は、市納金を納入した後、工事に着手すること。
- (4). 指定工事業者は、分水工事をするときには、施行規程第12条に基づき分水工事立会依頼書を水道課に提出後、水道課職員の立会いを受けて施工。分水工事立会依頼書には、道路管理者発行の道路占用工事承認通知の写し及び警察署発行の道路使用許可証の写しを添付すること。また、市納金の納入から5営業日未満に提出する場合は、領収済通知書の写しも添付すること。（水道課職員への立会依頼は、2営業日前までに水道課へ行うこと。）
- (5). 建築工事用の給水を希望する指定工事業者は、「仮給水用メーター借用申請書（様式3）」を水道課へ提出し、仮給水用メーターの貸し出しを受けること。市納金の納入から5営業日未満に提出する場合は、領収済通知書の写しを添付すること。
- (6). 集合住宅等でメーターの設置数が多い場合、メーターボックス蓋裏面に部屋番号・記号等を油性の白ペンキで大きく明示すること。

- (7). 完了の写真の取り方は、横取りで、分岐からメーターボックスと風景を入れ、管の位置を新設（赤）既設管（青）に分けてボールペンで明示すること。
- (8). 工事が完了したとき、指定工事業者は、速やかに「給水装置工事竣工届兼工事検査申請書（施行規程様式第4）」をメーター位置の写真を付けて水道課へ提出し、竣工検査を受けること。また、指定工事業者は集合住宅等で通水検査を行う工事については、可能な限り早期に十分な時間的余裕をもって水道課に連絡をとること。
なお、給水申込書記載内容と実際の工事内容に変更があった場合は、竣工検査前に、給水申込書を実際の工事に合わせ訂正すること。
- (9). 水道課は、竣工検査を行い、給水申込書と照合し確認を行う。検査合格後、水道課は、本メーターを出庫。
- (10). 指定工事業者は、速やかに本メーターの取り付けを行い、仮給水用メーターを水道課へ返却すること。なお、返却する際に、返却日・承認番号・指定工事業者名を記入したラベル等を仮給水用メーターに付けること。
- (11). 水道課は、仮給水用メーター設置期間中の水道料金を、仮給水用メーター借用申請を行った指定工事業者に請求する。指定工事業者は、この水道料金の納入に責任を持つこと。

2. 給水管の分岐

- (1). 給水管の分岐口径は、給水栓数、使用水量、使用状況等を勘案して決定する後述のメーターの口径と同口径とすること。ただし、メーターの口径が13mmの場合の分岐口径及び止水栓までの給水管の口径は、20mmとすること。
- (2). 給水管の分岐は、300mm以下の配水管から行い、350mm以上の配水管から直接の分岐は行わないこと。なお、350mm以上の配水管が給水装置設置予定地の隣接道路に布設されている場合は、水道課が給水用の副管を設置するので、その管から分岐すること。また、この施設工事に要する費用は、給水申込者の負担とする。
- (3). 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査を行うこと。
- (4). 既設配水管からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。
- (5). 分岐管の口径は、配水管の口径より小さい口径とすること。
- (6). 異型管及び継手からは給水管の分岐を行わないこと。
- (7). 分岐には、配水管の管種、口径及び給水管の口径に応じ次の材料を用いること。
①. サドル付分水栓
②. 割丁字管又は丁字管（水道課の指示を受け使用すること。）
③. 配水管の口径が小さく、サドル付分水栓がない場合は、水道課の指示を受け行うこと。
- (8). サドル付分水栓の取付に当たっては、配水管の外表面を十分清掃して行うこと、また、ボルトの締め付けは、片締めにならないように注意して施工すること。
- (9). 穿孔機は、確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。また、穿孔は、配水管の内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。
- (10). 口径25mmまでの分岐は、特に指示する場合を除き、分水からメーターまでポリエチレン管を使用すること。
- (11). 開発等に伴う給水申込みについては、分岐口径を20mm以上とする。

3. 給水管の埋設深さ、サンドクッション及び占用位置

- (1) . 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては、道路管理者の指示（通常の場合は、0.8m以上）に従うものとし、敷地内は、0.3m以上とすること。
- (2) . 管保護のためサンドクッションとして、掘削溝底に5cmの山砂を敷くこと。また、管上については、道路内は、20cm、敷地内は、10cmの山砂を敷くこと。
- (3) . 道路部分に配管する場合は、占用申請図面どおり施工すること。なお、変更する場合は、水道課と協議すること。

4. 給水管の明示

- (1) . 道路部分に布設する口径50mm以上の給水管は、明示テープ等により管を明示すること。
- (2) . 敷地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示杭等によりその位置を明示すること。

5. 止水栓の設置

- (1) . 配水管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として道路境界線から1.0m以内の敷地内とし、メーター直近上流に市指定のものを設置すること。
- (2) . 止水栓は、維持管理上支障がないよう、メーターボックス又は専用のボックス内に収納すること。
また、止水栓伸縮部にプラスチックカバーを付けたまま設置すること。

6. 逆止弁の設置

- (1) . 分岐口径が25mm以上の場合は、メーターの直近下流に逆止弁を設置すること。
- (2) . 逆止弁は、（公社）日本水道協会品質認証センターに認証登録されたものを設置すること。

7. メーターの設置

- (1). メーターの口径の選定に当たっては、給水栓数、使用水量、使用状況等を勘案し決定すること。
なお、次の各項目のいずれかに該当する場合は、口径20mm以上が望ましいので留意すること。
ただし、給水栓数が10箇所以上、又は、給水栓数が8箇所以上で2階に給水栓がある場合は、原則、口径20mm以上とすること。
 - ①. 給水栓数が8箇所以上の場合
 - ②. 2階に給水栓がある場合
 - ③. 家族数が多いなどで使用水量が多い場合
 - ④. 3箇所以上の同時使用が多い場合
- (2). メーターの設置位置は、原則として玄関側で、道路境界線から1.0m以内の敷地内とする。また、門、塀の外とし、メーターの検針及び取替作業が容易であり、メーターの損傷、凍結等の恐れがない場所とすること。
- (3). メーターの設置は、設置位置について市の承認を受けてから行うこと。

- (4)．集合住宅等で建物内にメーターを設置する場合は、集中検針取扱要綱の規定に基づき、凍結防止、取替作業スペースの確保、取付高さ等について充分配慮して行うこと。また、遠隔式メーター集中検針盤等についても集中検針取扱要綱の規定に基づき施工すること。
- (5)．メーターの設置は、市指定の鋳鉄性のメーターボックス（別図2）を使用して行うこと。また、メーター取り外し時の戻り水による汚染の防止を考慮して施工すること。
- (6)．メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。また、メーターの機種により、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障の無いよう施工すること。
- (7)．メーターの設置に当たっては、メーターボックス底板とメーター最下部との間隔を2 cm以上あけて施工すること。また、メーター取替がしやすいよう設置すること。
- (8)．遠隔指示装置付のメーターを設置する場合において、遠隔指示装置は、遠隔式メーター用カウンターポール及びボックスを使用して設置すること。
- (9)．外構工事等によりメーターの周囲及びメーターの位置が変更になる場合は、必ず水道課へ届出をし、水道課の指示を受け工事を施工すること。
- (10)．前(1)のただし書の規定にかかわらず、既にメーターが設置されている場合の改設については、従来の口径によることができる。

Ⅲ．工事施工方法

1．道路占用及び道路使用

道路占用及び道路使用の申請方法は、下記により行うこと。

(1)．国道、県道

占用申請及び道路使用申請は、水道課が行うので、申請に必要な書類を水道課へ提出すること。

(2)．市道

占用申請及び道路使用申請とも水道課の承認を受けた後（占用申請の書類に水道課の受付印を押してもらおうこと。）、指定工事業者が道路管理者及び警察へ申請すること。

2．土工事

- (1)．工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法によって行い、設備の不備、不完全な施工等によって事故等を起こさないよう施工すること。
- (2)．掘削に当たっては、事前の調査を充分行い、安全で確実な施工が出来る掘削断面とすること。
- (3)．掘削方法の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で決定すること。
- (4)．掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を充分配慮し、入念に行うこと。
- (5)．道路内の埋め戻しに当たっては、良質な土砂を使用し、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。

3．道路復旧

道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、速やかに行うこと。

4. 現場管理

関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。

5. 配管工事

- (1). 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐久性能を有するものを用いること。（省令第1条第1項）
- (2). 減圧弁、逃がし弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能を有するものを使用すること。（省令第7条）
- (3). 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。（省令第1条第2項）
- (4). 家屋の主配管の配管経路が、構造物の下を通過することを避けることにより、漏水時の修理が容易に行えるような施工を行うこと。（省令第1条第3項）

IV. 材料指定

配水管から分岐する分水栓から止水栓までの材料及びメーターボックスは、下記の材料を使用すること。なお、この材料指定は、口径25mmまでとし、25mmを超える場合は、その都度水道課と協議すること。

分水栓	サドル付分水栓ボール式（メーター口径と同口径の分水栓を使用すること。ただし、メーターの口径が13mmの場合は分岐口径が20mmの分水栓を使用すること。）
止水栓	伸縮式止水栓ボール式（盗水防止型のもので、メーター口径と同口径の止水栓を使用すること。ただし、メーターの口径が13mmの場合は20mm×13mmの伸縮式止水栓ボール式を使用すること。）
メーターボックス	鋳鉄製（規格寸法は、別図2のとおり）
ポリエチレン管	一種 二層管（メーター口径と同口径の管を使用すること。ただし、メーターの口径が13mmの場合は20mmの管を使用すること。）
ポリ管継手	分水側 エルボ60°及びソケット（差し込み式のものを使用すること。） メーター側 ロングエルボ90°（差し込み式のものを使用すること。） その他ポリ管継手は全て差し込み式のものを使用すること。

V. 水圧テスト

給水装置工事完了後、水道課職員の立会いのうえ、水圧テストを実施すること。なお、テスト方法は水道課の指示する方法で、試験水圧1.75MPa（17.8kgf/cm²）の圧力をかけ2分間以上保持すること。

VI. 受水槽の容量

集合住宅及び病院、飲食店等受水槽を設置して給水する場合の受水槽容量の基準は、次のとおりとする。

1. 集合住宅

1人・1日270ℓ 1世帯3.0人で計算し、1日使用水量の10分5の容量で計画すること。

2. その他

日本水道協会の水道施設設計指針（以下「指針」という。）によることとし、水道課と協議して施工すること。

VII. 3階直圧給水

3階直圧給水は、次により行うものとする。3階直圧給水を行おうとする者（以下「3直給水希望者」という。）は、事前に水道課の定める「3階直圧給水協議書（様式4）」（以下「協議書」という。）に必要書類を添付して協議の申請をし、審査を受けなければならない。

1. 協議及び審査

3直給水希望者は、指定工事業者を通じて協議書を提出し、給水申込書を提出する前に審査を受けるものとする。

(1). 調査

指定工事業者は、水道課へ申し出を行った後、設計着手前に次の事項について調査を行うこと。

①. 配水管最小動水圧の測定

3階直圧給水を行おうとする場所に最も近接した消火栓において水圧を24時間測定し、配水管最小動水圧を測定すること。

②. 3階直圧給水可能水圧基準表

配水管最小動水圧の測定結果を下記の表と照合し、3階直圧給水が可能かを判断すること。

○は可・×は不可

単位：MPa

配水管最小動水圧	0.2未満	0.2以上0.25未満	0.25以上
実施対象建物			
一戸建て専用住宅	×	○	○
一戸建て小規模店舗付住宅	×	○	○
集合住宅	×	×	○
事務所ビル・倉庫等	×	○	○

(2). 協議書の提出

調査の結果3階直圧給水の基準に適合している場合、指定工事業者は、次の書類を添付して協議書を提出すること。なお、損失水頭計算表の作成については、水道課と協議して行うこと。

①見取り図、②平面図、③立面図、④立体図、⑤損失水頭計算表

(3). 審査

水道課は、提出された書類により、適否の判断を行い、「回答書（様式5）」により申請者に通知する。3階直圧給水が可能の場合は、給水申込書を提出すること。

なお、提出に際し「誓約書（様式6）」を添付すること。

また、不可能な場合は水道課と協議し、他の方法により、給水申込みを行うこと。

2. 実施条件

(1). 対象建物

対象建物は、次のものに限るものとする。

- ①. 一戸建て専用住宅
- ②. 一戸建て小規模店舗付住宅
- ③. 集合住宅
- ④. 事務所ビル、倉庫等使用水量の少ないもの
- ⑤. ③と④の併用ビル

ただし、建築物の階数が3階を超える場合でも、給水設備を4階以上に設けない場合は、対象とすることができる。

(2). メーター口径

メーター口径は、20mm以上25mm以下とする。

(3). 3階直圧給水の給水栓高の限度

3階に設置する給水栓の高さは、道路面より8.0m以下とし、太陽熱温水器の高さは13.0m以下とすること。

(4). 逆流防止装置

- ①. 逆流の防止及びメーター等の維持管理を容易にするため、メーターの直近下流に逆止弁を設置すること。
- ②. 逆止弁は、単式逆止弁もしくはこれと同等以上の性能を有する逆止弁とすること。
- ③. 逆止弁の設置位置は、原則としてメーターボックス内とすること。

3. 給水装置の配管例

配管例は、別図3のとおりとする。この例に無い場合は、水道課と協議し行うこと。

4. 受水槽方式からの改造

既設の受水槽方式の給水装置を直圧給水に改造する場合は、次の方法により行うこと。なお、その他の基準及び手続きは、新設の場合に準じて行うこと。また、加圧方式による改造は行わないこと。

- ①. 建物内の既設給水管の布設替を行い改造すること。
- ②. 布設替が出来ない場合は、高置水槽方式により行うこと。
- ③. ②の場合の検針方式は、メーター1個又は、集中検針のいずれかとすること。

VIII. その他事項

この施工基準に定めのない事項は、原則として指針により行うものとし、また、特別な事情がある場合は、水道課と協議して施工すること。

附 則

この施工基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この施工基準は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この施工基準の施行の前になされた給水申込みについては、なお従前の例による。
- 3 この施工基準の施行の前在宅地内への給水管の引き込み工事が施工済の四季の丘第1期開発地区718戸分、桃山台235戸分及びその他分岐工事が施行済の場合についてのこの施工基準Ⅱの7の(1)の規定は、平成19年4月1日以降の給水申込分について適用し、この日以前の給水申込分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この施工基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この施工基準の施行の前になされた給水申込み、並びに、前附則第3項については、なお従前の例による。
- 3 この施工基準の施行の前在宅地内への給水管の引き込み工事が施工済の四季の丘第1期開発地区718戸分、桃山台235戸分及びその他分岐工事が施行済の場合についてのこの施工基準Ⅱの2の(1)ただし書の規定は、平成19年3月31日までの給水申込分については適用しない。

附 則

この施工基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この施工基準は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この施工基準は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この施工基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この施工基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この施工基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この施工基準の施工の前になされた給水申込みについては、なお従前の例による。

別表1 表示記号表

給配水管の管種記号

管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	D I P
鋳鉄管	C I P
ステンレス鋼管	S S P
耐衝撃性硬質塩化ビニール管	HIVP
硬質塩化ビニールライニング鋼管	SGP-V
硬質塩化ビニール管	V P
ポリエチレン管	P P
ポリ粉体ライニング鋼管	SGP-P
亜鉛めっき鋼管	G P
鉛 管	L P
銅 管	C P
石綿セメント管	ACP
ライニング鉛管	pbTW
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブテン管	PBP
塗覆装鋼管	STWP
耐熱性硬質塩化ビニールライニング管	SGP-HV




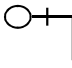

弁栓類その他の図示記号

名 称	図示記号
仕切弁	
止水栓	
逆止弁	
消火栓	
防護管 (さや管)	
口径変更	
メーター	

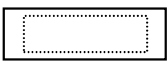
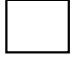

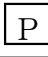
給水栓類の符号 (平面図)

種 別	符 号
一般用具	
その他	


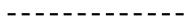
給水栓類の符号（立面図）

種 別	符 号
一般用具給水栓類	
一般用具 シャワーヘッド	
一般用具 フラッシュバルブ	
一般用具 ボールタップ	
その他	

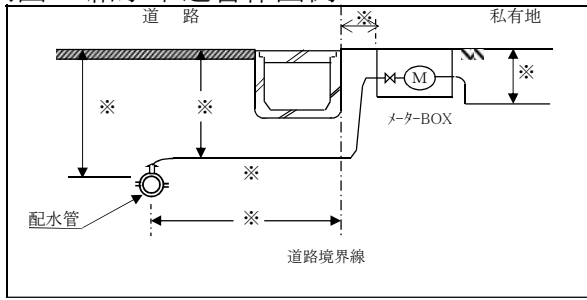
受水槽その他の記号及び符号

名 称	記号及び符号
受水槽	
高置水槽	
ポンプ	
増圧ポンプ	

工事別の表示方法

名 称	線 別	記 入 例
新 設	実線	
既 設	破線	
撤 去	実線を 斜線で消す	
廃 止		

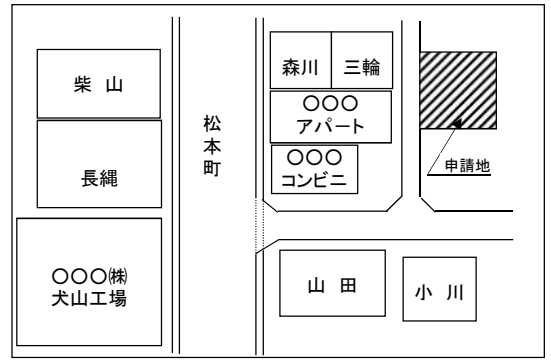
別図1 給水申込書作図例



配管図 図面番号	住宅地図 ページ
44 A	14A-5

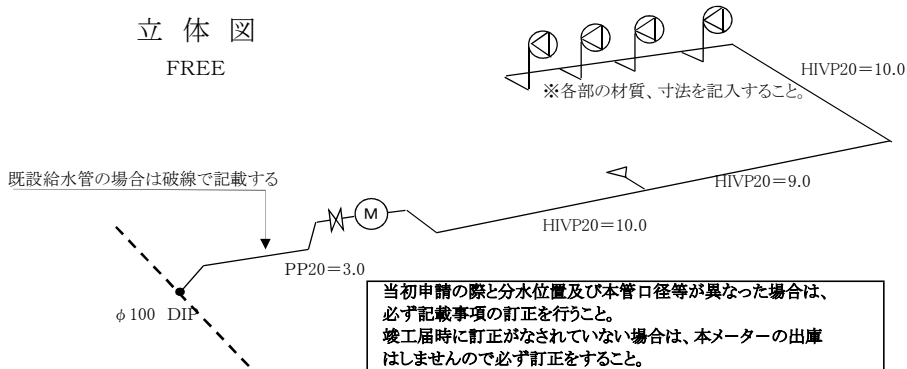
※印は、新規に分水する場合は立会人が記載すること。
既設給水の場合は申請人が記載すること。

位置図



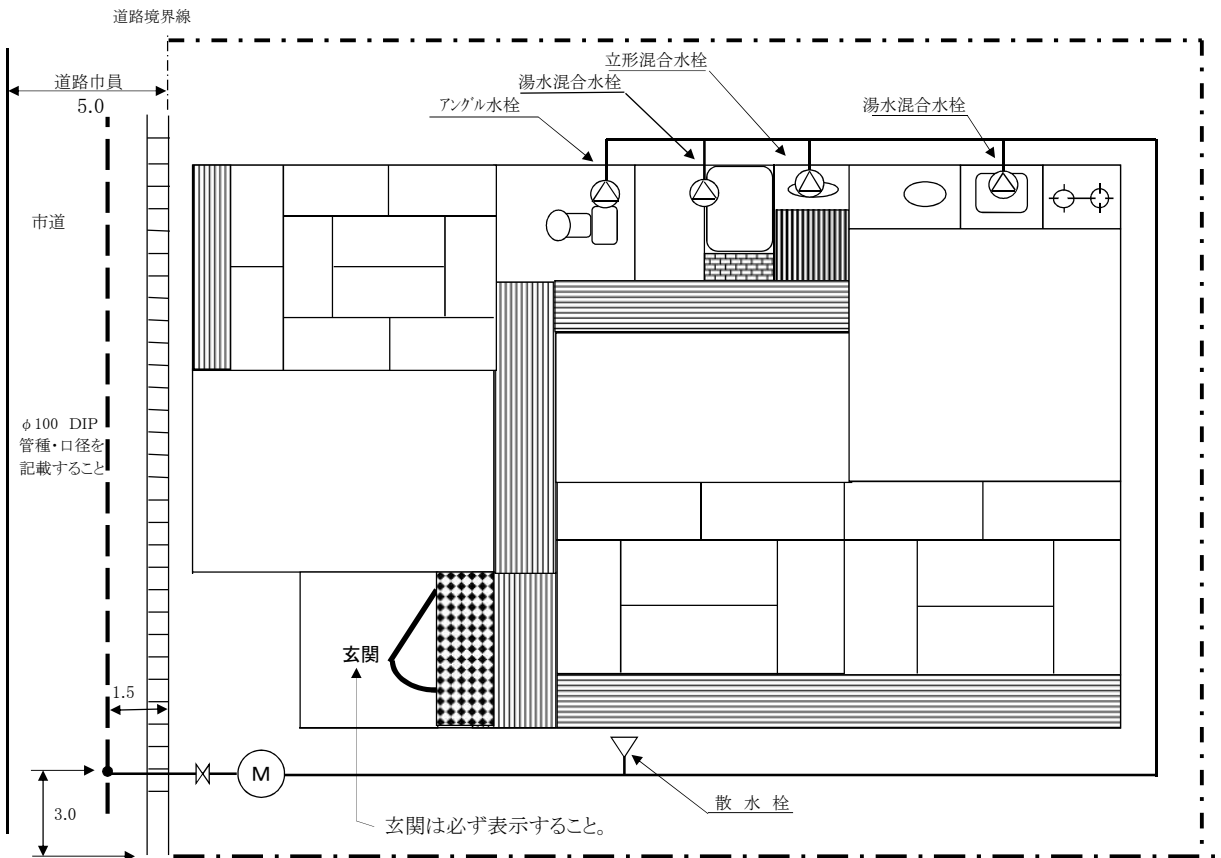
出来る限り縮小して広範囲を表示し申請位置をわかりやすくすること。

立体図 FREE



当初申請の際と分水位置及び本管口径等が異なった場合は、必ず記載事項の訂正を行うこと。
竣工届時に訂正がなされていない場合は、本メーターの出庫はしませんので必ず訂正をすること。

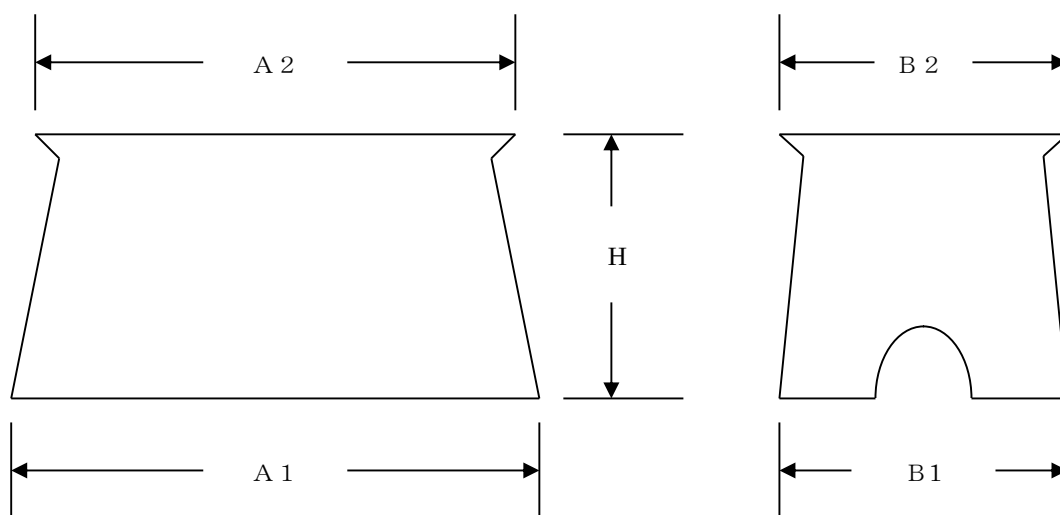
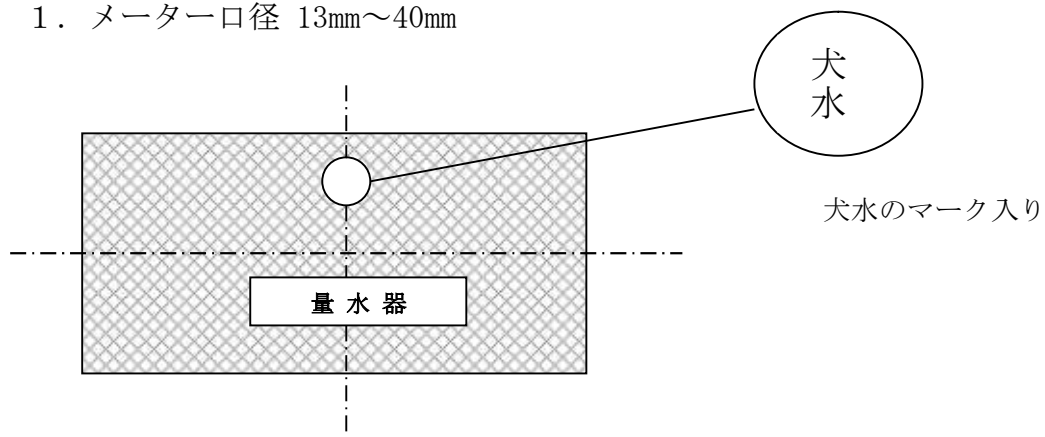
平面図 S=1:200



※2階建以上の場合、立体図、平面図とも全ての配管状況がわかるよう記入すること。
※共同住宅のようにメーターを多数設置する場合、状況がわかるよう詳細図を記載すること。

別図2 メーターボックス規格

1. メーター口径 13mm~40mm



メーターボックス本体寸法表

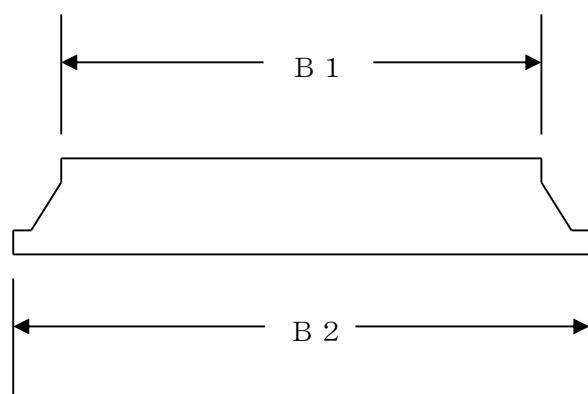
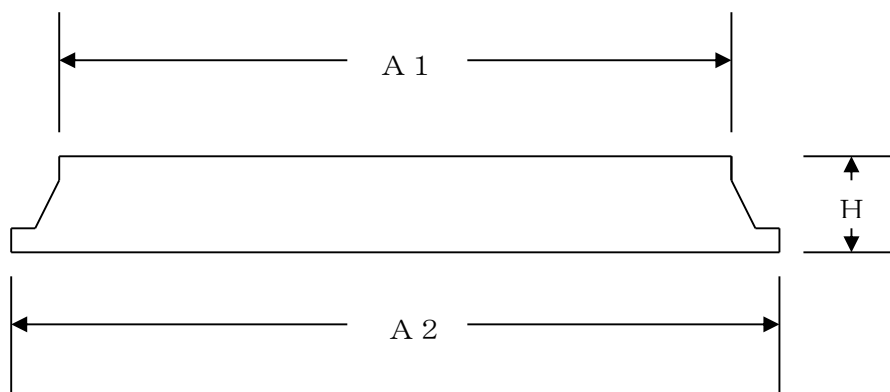
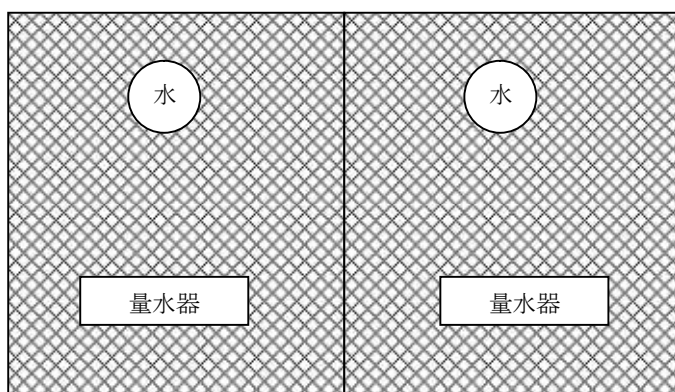
単位：mm

メーター口径	A 1	A 2	B 1	B 2	H
13 mm	3 4 0	3 2 0	2 3 0	2 0 5	1 5 0
20 mm	4 6 0	4 5 0	2 4 5	2 2 0	1 9 5
25 mm	5 5 0	5 2 5	2 7 5	2 5 5	1 8 0
40mm	6 2 0	5 8 0	3 5 0	3 3 0	2 4 0

耐荷重 破壊荷重 6 t 以上

メーターボックス底板 メーターボックス本体に対応した底板を使用すること。

2. メーター口径50mm以上



メーターボックス本体寸法表

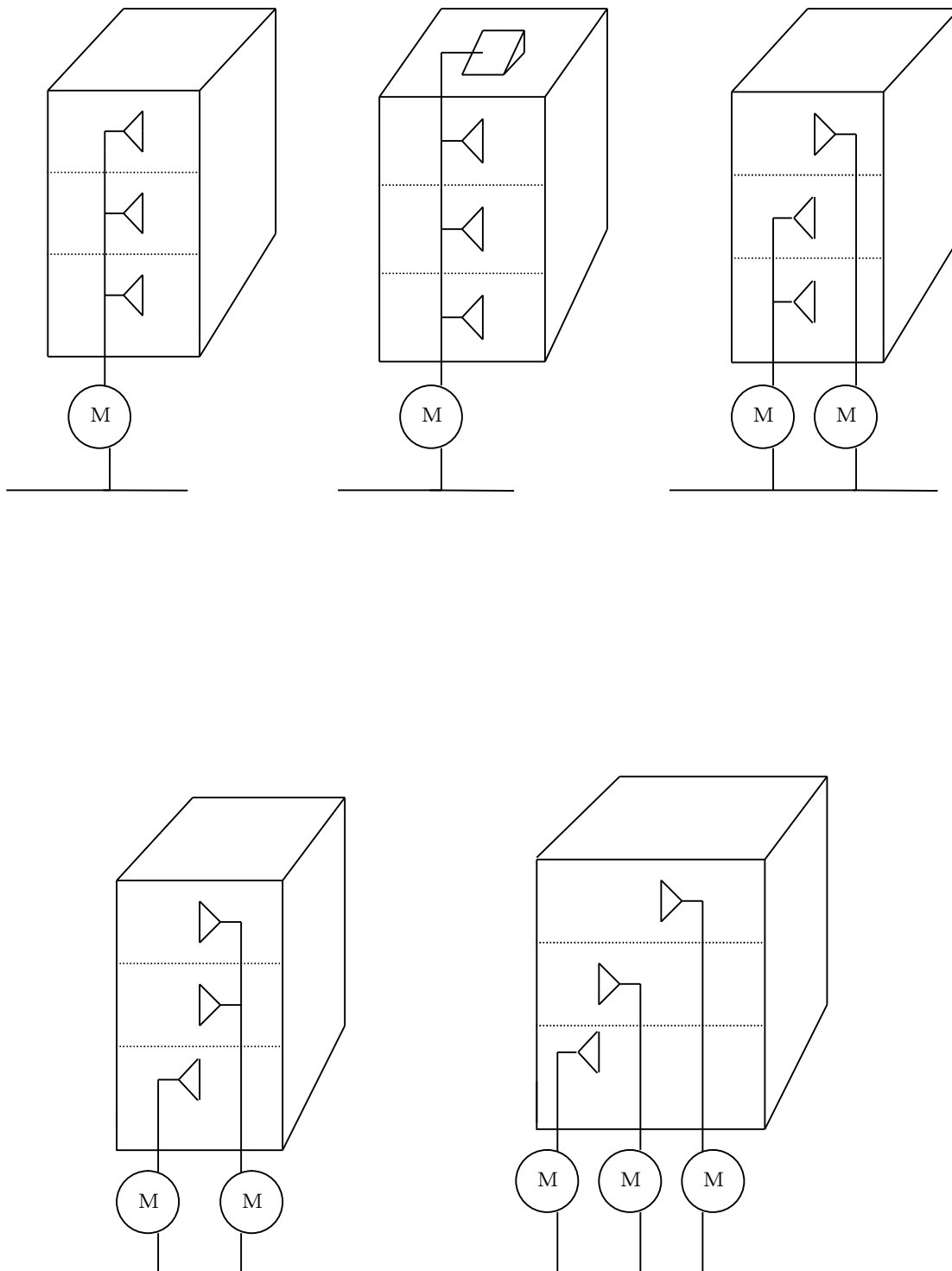
単位：mm

メーター口径	A 1	A 2	B 1	B 2	H
50・75 mm	790	875	515	575	100
100 mm	925	1000	630	680	100

耐荷重 破壊荷重30t以上

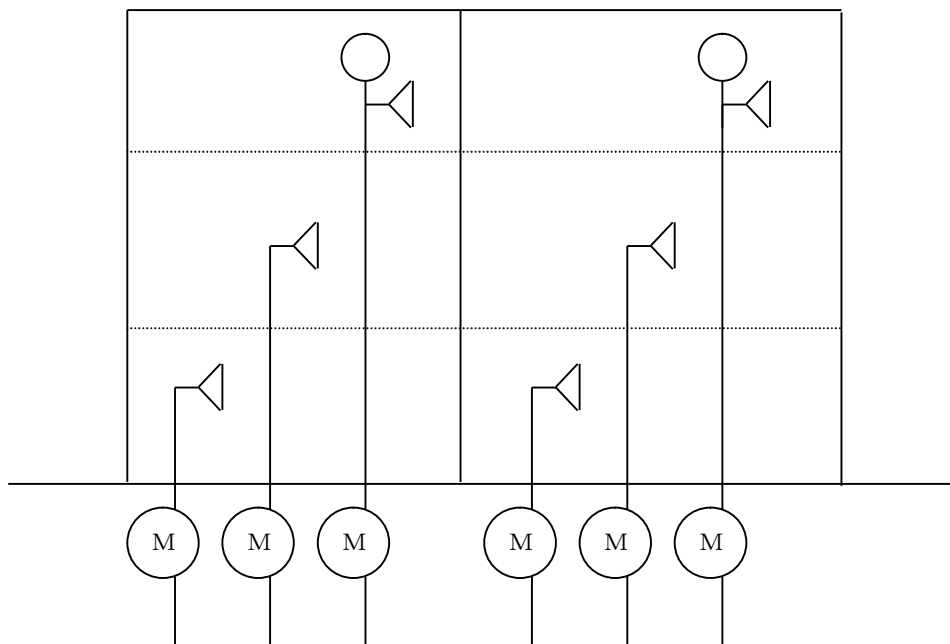
別図3 3階直圧給水配管例

(1). 一戸建て専用住宅、一戸建て小規模店舗付住宅、事務所ビル、倉庫等の場合



(2). 集合住宅及び事務所ビル、倉庫等との併用ビルの場合
立ち上がり管の最上部に小型空気弁を設置すること。

①. 各戸検針する場合（集合住宅及び事務所ビル、倉庫等との併用ビルに適用）



①. 大メーター1個で検針する場合（全て住宅等用途が同一の場合に適用）

